



宮 崎 県 公 報

令和8年8月31日（月曜日） 第 742 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・P クリエイションズ株式会社発 行 定 日 毎週月・木曜日
購読料（送料共） 1 年 64,800 円

目 次

告 示

○車両制限令第3条第1項第3号に定める道路の

指定及び同令第10条第1項に定める通行方法…（道路保全課）1

○土砂災害警戒区域の指定……………（砂防課）1

○土砂災害特別警戒区域の指定……………（ " ）1

○港湾法及び宮崎県港湾管理条例の施行に関する

頁

規則別表第4の荷さばき地、野積場及び駐車場

の級地の区域並びに別表第5のその他の工作物

を設置する用地及びその他の用地の級地の区域……（港湾課）2

公 告

○公文書開示等の状況……………（総務課）2

○個人情報保護制度の運用状況……………（ " ）3

○砂利採取業務主任者試験の実施……………（企業振興課）4

○土地改良区の役員の退任の届出……………（団体指導検査課）5

告 示

宮崎県告示第 618号

車両制限令（昭和36年政令第 265号）第3条第1項第3号の規定により、通行する車両の高さの最高限度が 4.1メートルである道路を次のとおり指定し、あわせて、同令第10条第1項の規定により、当該道路を通行する高さが 3.8メートルを超え 4.1メートル以下の車両の通行方法を次のとおり定める。

令和 8 年 8 月 31 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 指定する道路の路線名及び区間

路 線 名	区 間
県道大戸野清武線	宮崎市清武町今泉字平田乙2666番3地先から 同市同岡町三丁目8番7地先まで

2 指定する期日

令和 8 年 9 月 1 日

3 通行方法

1 に掲げる道路を通行する高さが 3.8メートルを超え 4.1メートル以下の車両は、次の通行方法によらなければならない。

(1) 走行位置の指定

トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵すおそれがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に出入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識、樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。

(2) 後方警戒措置

後方車両に対し十分な車間距離を取らせるとともに、交通の危険を防止するため、横寸法0.23メートル以上、縦寸法0.12メートル以上（又は横寸法0.12メートル以上、縦寸法0.23メートル以上）の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を車両の後方の見やすい箇所に掲げること。

(3) 道路情報の収集

道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認の上、走行すること。

宮崎県告示第 619号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

令和 8 年 8 月 31 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

市町村名	箇 所 名	土砂災害警戒区域の 溪流番号又は 箇所番号	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類
延岡市	古川第10-1	Ⅱ-1-7433-1	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び延岡土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 620号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

令和 8 年 8 月 31 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

市町村名	箇 所 名	土砂災害特別警戒区域の 溪流番号又は 箇所番号	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類
延岡市	古川第10-1	Ⅱ-1-7433-1	急傾斜地の崩壊

1

（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び延岡土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 621号

港湾法及び宮崎県港湾管理条例の施行に関する規則（昭和38年宮崎県規則第31号）別表第4の荷さばき地、野積場及び駐車場の級地の区域並びに別表第5のその他の工作物を設置する用地及びその他の用地の級地の区域は、別添図面に示すとおりとする。

なお、令和7年宮崎県告示第 633号は、廃止する。

令和8年8月31日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

（「別添図面」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部港湾課、宮崎県串間土木事務所、宮崎県中部港湾事務所、宮崎県油津港湾事務所及び宮崎県北部港湾事務所において縦覧に供する。）

公 告

宮崎県情報公開条例（平成11年宮崎県条例第36号）第26条の規定により、令和7年度における各実施機関の公文書の開示等の状況を次のとおり公表する。

令和8年8月31日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 公文書の開示請求の処理状況（件）

請求書 受付 件 数	決定等 の件数	決 定 等 の 内 訳				
		開示	部分 開示	不開示	不存在	取下げ
977	1,110	696	214	19	95	86

（注1）1件の開示請求につき、当該請求の内容により複数の公文書が対象となり、それぞれの公文書について決定が行われた例があるため、請求書受付件数と決定等の件数は一致しない。

（注2）決定等の内訳の不存在とは、公文書の不存在を理由に不開示の決定を行ったものをいう。

2 請求者の状況（件）

区 分	個 人	法人その他の団体	計
県 内	165	371	536
県 外	109	220	329
計	274	591	865

3 公文書の開示請求に対する実施機関別の処理状況（件）

実施機関	決 定 等 の 件 数	決 定 等 の 内 訳				
		開 示	部 分 開 示	不 開 示	不 存 在	取 下 げ
総合政策部	11	5	3	1	1	1

知 事	総 務 部	114	53	22	2	10	27
	福祉保健部	225	147	32	5	29	12
	環境森林部	78	47	15	2	11	3
	商 工 観 光 労 働 部	18	6	9	0	2	1
	農政水産部	63	37	18	0	2	6
	県土整備部	348	253	51	7	8	29
	関係部共管	1	1	0	0	0	0
	宮崎国スポ ・障スポ局	2	0	1	0	1	0
	会計管理局	0	0	0	0	0	0
小 計		860	549	151	17	64	79
教 育 委 員 会		61	38	13	0	7	3
選挙管理委員会		21	12	6	0	3	0
人 事 委 員 会		0	0	0	0	0	0
監 査 委 員		0	0	0	0	0	0
公 安 委 員 会		1	0	0	0	1	0
警 察 本 部 長		146	85	40	2	18	1
労 働 委 員 会		0	0	0	0	0	0
収 用 委 員 会		0	0	0	0	0	0
海 区 漁 業 調 整 委 員 会		0	0	0	0	0	0
内 水 面 漁 場 管 理 委 員 会		0	0	0	0	0	0
公営企業管理者		7	4	1	0	0	2
病院事業管理者		9	5	2	0	1	1
地方独立行政法人		2	1	1	0	0	0
道 路 公 社		3	2	0	0	1	0
合 計		1,110	696	214	19	95	86

4 審査請求の件数

2件

5 審査請求の処理状況

審査請求の案件	実施機関	審査請求年月日	公文書開示審査会			審査請求に対する裁決等	
			諮問年月日	答申年月日	答申の内容	裁決等年月日	裁決等の内容
知事（人事課）が行なった公文書不開示決定に対する審査請求	知事	令和7年5月6日	令和7年7月28日	令和8年1月21日	決定は妥当である	令和8年2月12日	棄却
知事（健康増進課）が行なった公文書不開示決定に対する審査請求	知事	令和7年10月6日	令和8年3月31日	—	—	—	—

6 県民情報センターの利用状況

利用者数	情報相談等	資料閲覧	資料貸出
	人 数	人 数	冊 数
1,421	425	675	51

宮崎県個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年宮崎県条例第38号）第22条の規定により、令和7年度における各実施機関の個人情報保護制度の運用状況を次のとおり公表する。

令和8年8月31日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 保有個人情報の開示請求の状況

(1) 書面による開示請求

ア 書面による開示請求の処理状況（件）

請求書受付件数	決定等の件数	決定等の内訳					
		開示	部分開示	不開示	不存在	却下	取下げ
114	132	12	110	1	6	0	3

（注1）1件の開示請求につき、当該請求の内容により複数の保有個人情報が対象となり、それぞれの保有個人情報について決定が行われた例があるため、請求書受付件数と決定等の件数は一致しない。

（注2）決定等の内訳の不存在とは、保有個人情報の不存在を理由に不開示の決定を行ったものをいう。

イ 実施機関別の処理状況（件）

実施機関	決定等の件数	決定等の内訳					
		開示	部分開示	不開示	不存在	却下	取下げ
知事	総合政策部	0	0	0	0	0	0
	総 務 部	0	0	0	0	0	0
	福祉保健部	20	6	11	0	1	2
	環境森林部	0	0	0	0	0	0
	商工観光労働部	0	0	0	0	0	0
	農政水産部	0	0	0	0	0	0
	県土整備部	0	0	0	0	0	0
	関係部共管	0	0	0	0	0	0
	宮崎国スポ・障スポ局	0	0	0	0	0	0
	会計管理局	0	0	0	0	0	0
小 計		20	6	11	0	1	2
教 育 委 員 会	5	2	3	0	0	0	0
選挙管理委員会	0	0	0	0	0	0	0
人 事 委 員 会	0	0	0	0	0	0	0
監 査 委 員	0	0	0	0	0	0	0
公 安 委 員 会	0	0	0	0	0	0	0
警 察 本 部 長	106	4	96	1	5	0	0
労 働 委 員 会	0	0	0	0	0	0	0
収 用 委 員 会	0	0	0	0	0	0	0
海 区 漁 業 調 整 委 員 会	0	0	0	0	0	0	0
内 水 面 漁 場 管 理 委 員 会	0	0	0	0	0	0	0

公営企業管理者	0	0	0	0	0	0	0
病院事業管理者	1	0	0	0	0	0	1
地方独立行政法人	0	0	0	0	0	0	0
合 計	132	12	110	1	6	0	3

(2) 口頭による開示請求（簡易開示）の実施状況（件）

実施機関		該当試験数	開示件数
知 事	総 合 政 策 部	1	0
	総 務 部	10	0
	福 祉 保 健 部	9	26
	環 境 森 林 部	4	139
	商 工 観 光 労 働 部	7	29
	農 政 水 産 部	6	0
	県 土 整 備 部	1	0
	関 係 部 共 管	0	0
	宮 崎 国 ス ポ ・ 障 ス ポ 局	0	0
	会 計 管 理 局	1	0
	小 計	39	194
教 育 委 員 会		10	1,374
選 挙 管 理 委 員 会		1	0
人 事 委 員 会		12	137
監 査 委 員		1	0
公 安 委 員 会		0	0
警 察 本 部 長		12	0
労 働 委 員 会		1	0
収 用 委 員 会		0	0
海区漁業調整委員会		0	0
内水面漁場管理委員会		0	0

公 営 企 業 管 理 者	1	0
病 院 事 業 管 理 者	9	10
独 立 行 政 法 人	9	39
合 計	95	1,754

（注）簡易開示については、実施機関があらかじめ口頭により開示請求をすることができる保有個人情報を含め、告示したものが対象となるが、現在において当該保有個人情報は、各実施機関が実施する採用試験や資格試験などの各種試験の結果のみである。

- 2 保有個人情報の訂正請求の状況
3 件
- 3 保有個人情報の利用停止請求の状況
該当なし
- 4 審査請求の件数
1 件
- 5 審査請求の処理状況

審査請求の案件	実 施 機 関	審 査 請 求 年 月 日	個 人 情 報 保 護 会 審 議 会			審査請求に対する裁 決等	
			諮 問 年 月 日	答 申 年 月 日	答 申 の 内 容	裁 決 等 年 月 日	裁 決 等 の 内 容
警察本部長（県民広報課、生活安全少年課）が行なった保有個人情報部分訂正決定及び不訂正決定に対する審査請求	警 察 本 部 長	令 和 7 年 11 月 27 日	—	—	—	—	—

砂利採取法（昭和43年法律第74号）第15条第1項の規定により、令和8年度砂利採取業務主任者試験を次のとおり実施する。

令和8年8月31日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 試験の日時
令和8年11月13日（金曜日）午前10時から正午まで
- 2 試験の場所
宮崎市橋通東2丁目10番1号
宮崎県庁防災庁舎 防57号室
- 3 受験願書の受付期間
令和8年9月15日（火曜日）から10月9日（金曜日）まで（土

曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで。

なお、郵送の場合は、令和 8 年 10 月 9 日付けの消印のあるものまで有効とする。

4 受験願書の提出先

宮崎市橘通東 2 丁目 10 番 1 号

宮崎県商工観光労働部企業振興課

5 受験願書の提出方法

郵送又は持参

6 受験手数料

8,100 円（宮崎県収入証紙により納付すること。）

7 その他

- ・受験願書は、宮崎県商工観光労働部企業振興課において配付する。

郵送を希望する場合は、返信用封筒（21センチ 5 ミリ×30センチ以上）に切手を貼り、宛先明記の上請求すること。

なお、県ホームページからダウンロードすることもできる。

- ・詳細については、宮崎県商工観光労働部企業振興課（電話 0985－26－7095）に問い合わせること。

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 18 条第 18 項の規定により、湯之元土地改良区（高原町）の役員の退任について次のとおり届出があった。

令和 8 年 8 月 31 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

退任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	栢 木 信 治	西諸県郡高原町大字蒲牟田 5273 番地

--	--